

①-1 火葬設備等保守点検仕様書(小林斎場)

設備基数表

設 備 概 要		
A. 火葬炉設備		
1. 火葬炉	台車式火葬炉 (耐火煉瓦積み火葬炉 )	10基
2. 棺台車		10台
3. 断熱扉		10枚
4. 再燃焼炉		10基
5. 燃焼装置	火葬炉用バーナ (灯油)	10台
	再燃焼炉用バーナ(灯油)	10台
6. 電動式自走台車		10台
7. 操作盤	炉制御盤	10面
	主制御盤	10面
B. 火葬炉付帯設備		
1. 真空掃除装置	サイクロンとバグフィルタの組合せ式	1基
2. 空気圧縮機	空気圧縮機	2台
	空気槽	1基
3. その他	水噴霧装置(9号炉)	1台
C. 集塵脱臭設備		
1. 集塵脱臭装置		10基
2. 減温装置	空気冷却式9基、水噴霧冷却式1基	10基
3. サイクロン装置		10基
4. スートブロー装置	触媒脱臭	10基
5. 通風装置	誘引ファン 15KW	5基
6. 煙 道		5系統
D. 共通項目		1式

※年間の点検周期については、別表に示すとおりとする。なお、火葬炉改修工事等により点検が実施できない場合は、本市担当者に報告し、その指示を受けること。

別表1 点検及び保守要領

(周期 1Y:1回/年、6M:1回/6ヶ月、3M:1回/3ヶ月、2M:1回/2ヶ月)  
×印は今回点検しない項目を示す。

## A. 火葬炉設備

小林 1/8

点検項目	周期	1~10号炉 年間点検回数	点検及び保守内容
1. 火葬炉			
1) ケーシング	1Y	1	腐食、変形及び燃焼ガス漏れの有無を点検する。
2) 炉内・煙道	6M	2	耐火レンガ及びキャストブルの破損、脱落の有無の点検及び堆積灰の除去を行う。
3) 熱電対	6M	2	外装の破損、変形の有無を点検し清掃する。
4) 台車レール	3M	4	破損、変形、磨耗の有無を点検する。
5) 操作盤 ・炉制御盤 10面 ・主制御盤 10面 但し、誘引ファン回路及びインバータ回路の点検は除く。	2M	6	①盤内機器の取付けの良否並びに過熱、変色及び異臭の有無を点検する。 ②端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ③表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。 ④各負荷絶縁抵抗測定(マグネットの2次側を測定する。)
	1Y	1	
2. 棺台車			
1) ブロック	2M	6	破損、変形、磨耗の有無を点検する。
2) フレーム (車輪含む)	6M	2	破損、変形、磨耗の有無を点検する。
3. 断熱扉			
1) 扉	1Y	1	①フレームの破損、変形、焼損の有無を点検する。 ②キャストブルの破損、脱落の有無を点検する。
2) 昇降装置	3M	4	①異音の有無を点検する。 ②動作の良否とリミットスイッチレバーの変形等の有無を点検する。
4. 再燃焼炉			
1) ケーシング	1Y	1	破損、変形、焼損の有無を点検する。
2) 炉内	6M	2	耐火レンガ、スリーブレンガ(1次再燃焼炉)及びキャストブルの破損、脱落の有無の点検及び堆積灰の除去を行う。
3) 煙道	6M	2	耐火レンガ及びキャストブルの破損、脱落の有無の点検及び灰の堆積の除去を行う。
4) 熱電対	6M	2	外装の破損、変形の有無を点検し清掃する。

点検項目	周期	1～10 号炉 年間点検回数	点検及び保守内容
5. 燃焼装置			
1) バーナ本体	2M	6	①炎口部に付着した煤、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 ②点火及び消火の良否を点検する。不良の場合は調整する。 ③炎の色、形状及び燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。燃焼不良の場合は調整する。 ④ノズル等の焼損、変形、割れ等の有無を点検する。
2) 火炎検出器	2M	6	煤、油滴付着、焼損及び保護ガラスの亀裂の有無の点検及び汚れ部分の掃除を行う。
3) 電磁弁及び油圧計	2M	6	作動の良否を点検する。作動不良の場合は清掃又は調整する。
4) 燃料遮断弁	2M	6	遮断状態の良否を点検する。
5) 燃料配管	2M	6	燃料漏れの有無を点検する。漏れがある場合は増締め又はシール材を巻き直しする。
6) 断熱シャッター	3M	4	①作動の良否及び異音の有無を点検する。作動不良の場合は調整する。 ②フレームの損傷、変形等の有無を点検する。
7) エアーシリンダ	1Y	1	①作動の良否及び異音の有無を点検する。作動不良の場合は調整する。 ②空気漏れの有無を点検する。漏れのある場合は増し締めをする。
8) チルティング装置 (火葬炉のみ)	6M	2	作動の良否及び異音の有無を点検する。作動不良の場合は調整する。
電動式 項 自走台車			
1) 本 体	1Y	1	破損、変形の有無を点検する。
2) 走行装置	2M	6	作動の良否及び異音の有無を点検する。作動不良の場合は調整する。

## B. 火葬炉付帯設備

点 検 項 目	周 期	年間 点検 回数	点 検 及 び 保 守 内 容
1. 真空掃除装置			
1)ブロワ	2M	6	①圧力の異常、異音の有無を点検する。圧力異常の場合は調整する。 ②潤滑油の良否を点検する。油量が少ない場合は補充する。
2)サイクロン	3M	4	①摩耗、損傷の有無の点検及び付着灰の除去を行う。 ②音、振動の異常の有無を点検する。
3)バグフィルタ	2M	6	①摩耗、破損の有無を点検する。 ②エレメントの閉塞及び損傷の有無を点検する。
4)配 管	6M	2	①摩耗、破損及び閉塞の有無を点検する。
5)操作盤	2M	6	①盤内機器の取付けの良否並びに過熱、変色及び異臭の有無を点検する。 ②端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ③表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。 ④各負荷絶縁抵抗測定(マグネットの2次側を測定する。)
2. 空気圧縮機			
1)空気圧縮機	2M	6	①圧力の異常、異音の有無を点検する。圧力異常の場合は調整する。 ②潤滑油の良否を点検する。油量が少ない場合は補充する。  ③本体及び配管の空気漏れの有無を点検する。漏れのある場合は増し締めする。 ④パッケージ外気吸気フィルタの清掃を行う。
2)空気槽	1Y	1	①本体の損傷の有無を点検する。 ②ふたの締付けボルトの磨耗の有無を点検する。 ③管及び弁の損傷の有無を点検する。
	2M	6	④オートドレントラップ動作の良否点検を行なう。
3. その他			
1)水噴霧装置 (9号炉)	2M	6	①ノズル本体の破損、変形及びノズルチップの磨耗、損傷、閉塞の有無を点検する。 ②流量、圧力調整弁、電磁弁等が正常に動作していることを点検する。(設定温度に制御されていることを点検する。)

点検項目	点検及び保守内容
1.集塵脱臭装置 1)内 部 2)触 媒 槽  3)基 礎  4)外 観 (1)ケーシング  (2)保温材 5)操 作 盤	破損及び焼損の有無を点検する。破損及び焼損が軽微の場合は補修する ①触媒量及び劣化の有無を点検する。量が少ない場合は補充する。 (触媒は指定管理者で購入) ②触媒槽の破損の有無を点検する。 ③内部の清掃を行う。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。  燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合 は清掃又は補修する。 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ①盤内機器の取付けの良否並びに加熱及び異臭の有無を点検する。取付 け不良の場合は調整する。 ②端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。盤内の清掃を行う。 ③表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。
2.加熱炉及び 減温装置  1)内 部  2)バーナ(加熱炉のみ) (1)本 体  (2)電極棒	耐火レンガ及びキャストブルの破損、脱落の有無の点検及び粉塵の堆積 の除去を行う。  ①炎口部に付着した煤、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 ②点火及び消火の良否を点検する。点火又は消火不良の場合は調整する。 ③炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。燃焼不 良の場合は調整する。 ④ノズルチップ、ディフューザー、バーナタイル等の焼損、変形、割れ 等の有無を点検する。 焼損及び腐食の有無を点検する。汚れ又は腐食が著しい場合は、洗浄又 は交換する。

点検項目	点検及び保守内容
(3)火炎検出器  (4)電磁弁及び油圧計 (5)燃料遮断弁 (6)燃料配管  3)基礎  4)外観 (1)ケーシング  (2)保温材 5)操作盤	①煤及び油滴付着、焼損並びに保護ガラスのき裂の有無を点検する。 ②検出器の清掃を行う。  作動の良否を点検する。作動不良の場合は清掃又は調整する。 遮断状態の良否を点検する。 燃料漏れの有無を点検する。漏れがある場合は増し締め、ガスケット交換又はシーล材を巻き直しする。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。  燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ①盤内機器の取付けの良否並びに加熱及び異臭の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。 ②端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。盤内の清掃を行う。 ③表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。
3.サイクロン装置 1)内部  2)基礎  3)外観 (1)ケーシング  (2)保温材	①摩耗、破損の有無を点検する。粉塵の堆積の除去を行う。 ②音及び振動の異常の有無を点検する。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。  燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。
4.ストロー装置 1)本体 (1)ノズル	詰まり及び腐食の有無を点検及びノズルの清掃を行う。劣化が軽微な場合は補修する。

点検項目	点検及び保守内容
(2)軸受 (3)駆動チェーン (4)減速機 2)基礎 3)外観 (1)ケーシング (2)保温材 4)操作盤	①給油式の場合は油を補充又は交換する。 ②発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。 ①給油をする。 ②緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。チェーンの張り調整を行う。 ①油量、油質の異常の有無を点検する。油量の少ない場合は補充する。 ②発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。 燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ①盤内機器の取付けの良否並びに加熱及び異臭の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。 ②端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。盤内の清掃を行う。 ③表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。
5.通風装置 1)本体 (1)電動機 (2)羽根車 (3)Vベルト ・プーリ 2)基礎 3)外観 (1)ケーシング (2)保温材	①発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。 ②絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを点検する。 ③電流値を計器盤で点検し、定格値以下であることを点検する。 汚れ及び変形、発錆等劣化の有無を点検する。羽根車の清掃を行う。 ①緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。ベルトの張り調整を行う。 ②摩耗、損傷等の劣化の有無を点検する。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。 燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。

点検項目	点検及び保守内容
4)操作盤	①盤内機器の取付けの良否並びに加熱及び異臭の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。 ②端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。盤内の清掃を行う。 ③表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。
6.煙道 1)連絡煙道 2)煙突	煙道内面の腐食・損傷及び排ガス漏れの有無を点検する。 ①腐食・損傷の有無を点検する。 ②各炉からの集合煙道部の堆積物を除去する。

\* 集塵脱臭設備の点検項目については、小林斎場、佃斎場の共通表のため、該当しない項目については点検を省いても良い。

点検項目	周期	年間点検回数	点検及び保守内容
1)基礎	1Y	1	①亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 ③防振材の異常の有無を目視する。
2)外観状況 (1)ケーシング	1Y	1	腐食、損傷及び排ガス漏れの有無を点検する。
(2)保温材	1Y	1	損傷の有無を点検する。

別表2 集塵脱臭設備の点検及び保守業務回数表

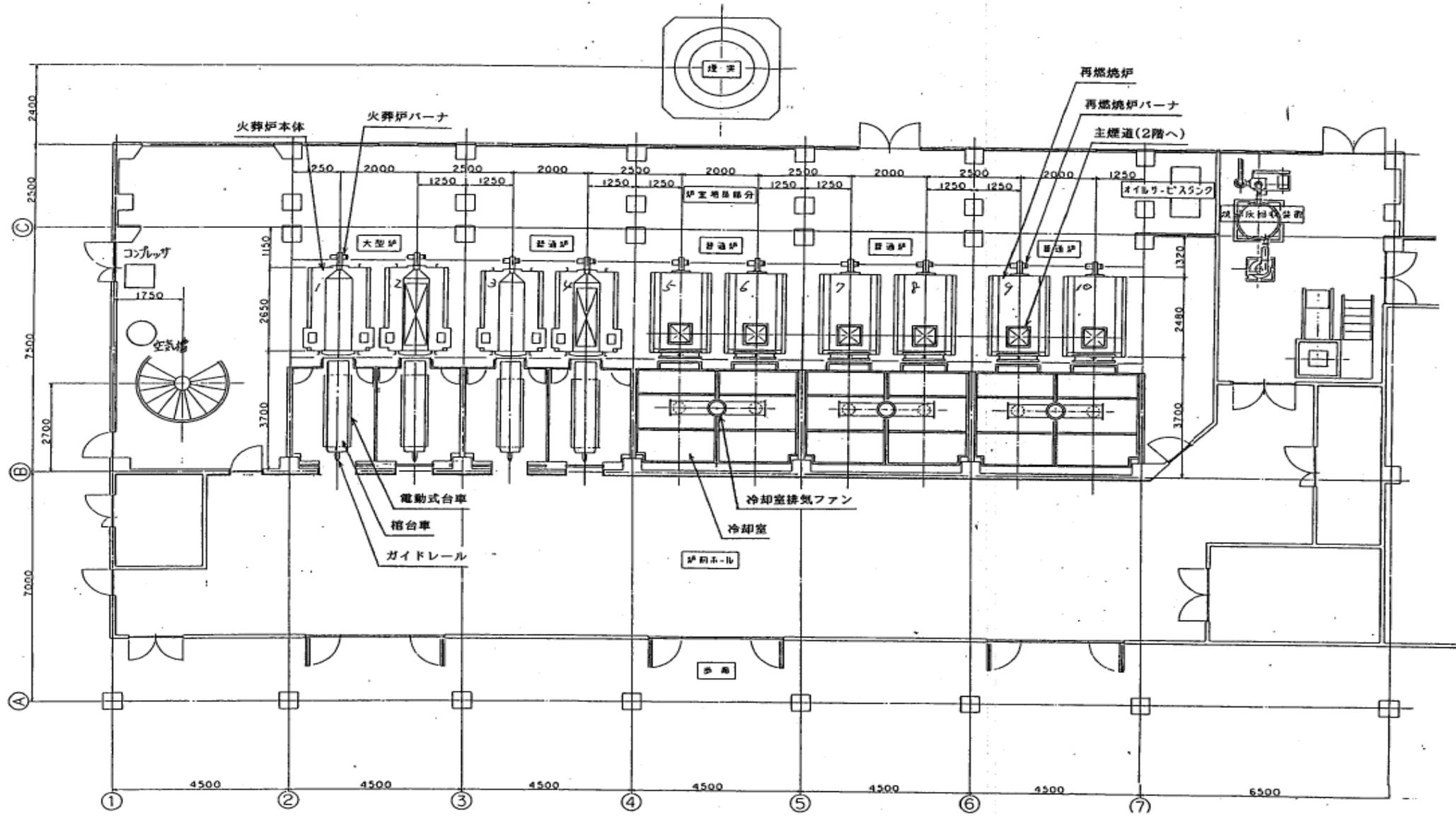
×印は今回点検しない項目を示す。

設備名	回数	年間点検回数		備考
		周期	小林斎場	
集塵脱臭装置		2M	6	
減温装置		6M	2	
サイクロン装置		1Y	1	
スタートブロー装置		1Y	1	
通風装置		1Y	1	
煙道		6M	2	

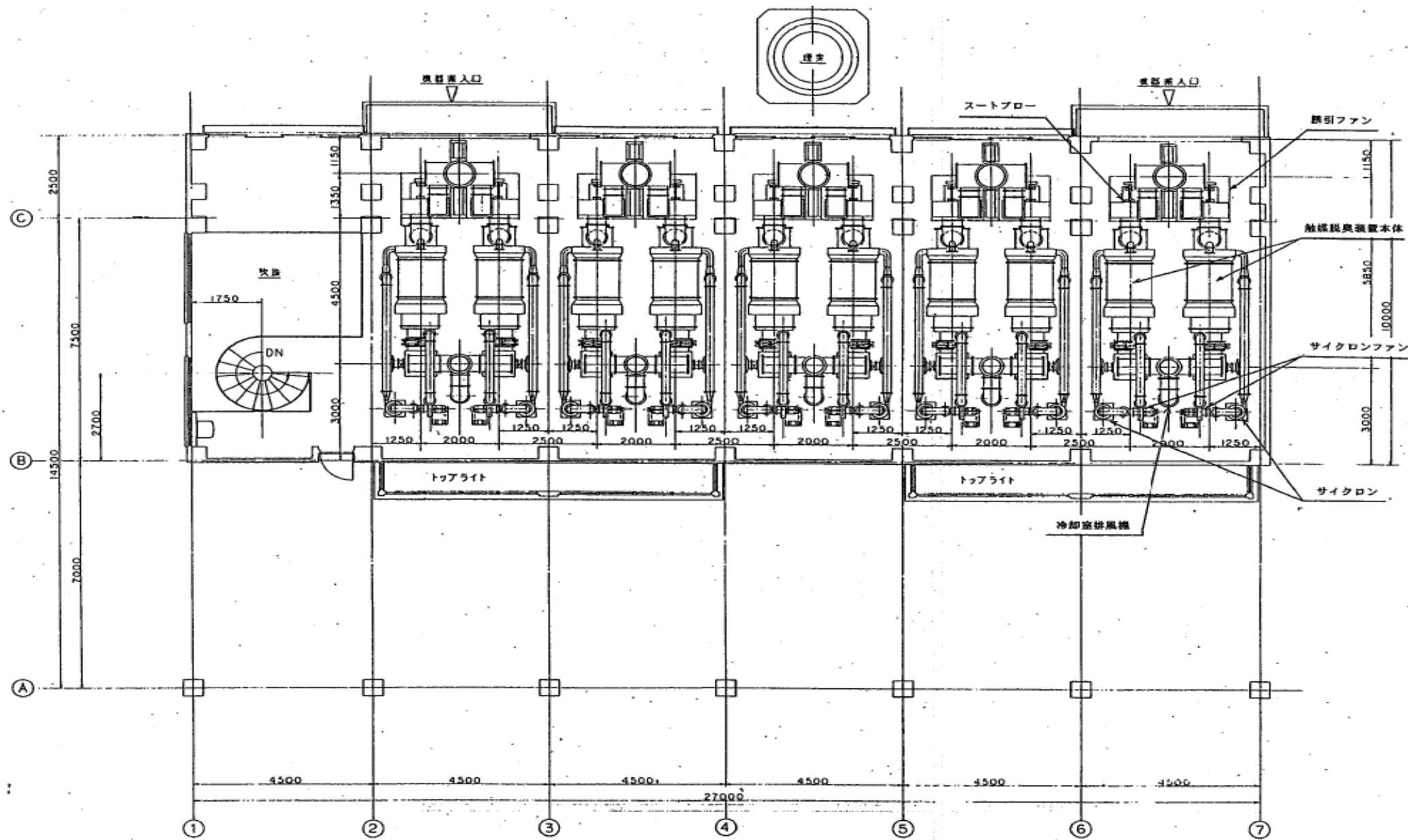
## 集塵脱臭設備主仕様

	小林斎場
集塵脱臭装置型番	特SCF7型
触媒容量(リットル)	41.5
数	10基

①-2 小林斎場図面等



小林斎場 1階機器平面配置図



小林斎場 2階機器平面配置図

①-2 火葬設備等保守点検仕様書(佃斎場)

設備基数表

設 備 概 要		
A. 火葬炉設備		
1. 火葬炉	台車式火葬炉 (耐火煉瓦積み火葬炉 )	4基
2. 棺台車		4台
3. 断熱扉		4枚
4. 燃焼装置	火葬炉用バーナ (灯油)	4台
5. 操作盤	炉制御盤	4面
B. 集塵脱臭設備		
1. 集塵脱臭装置		1基
2. 加熱炉		1基
3. サイクロン装置		1基
4. スートブロー装置		1基
5. 通風装置	誘引ファン 37KW	1基
6. 空気圧縮機		1台
	空気槽	1基
7. 煙 道		1系統
C. 共通項目		1式

※年間の点検周期については、別表に示すとおりとする。なお、火葬炉改修工事等により点検が実施できない場合は、本市担当者に報告し、その指示を受けること。

別表1 点検及び保守要領

(周期 1Y:1回/年、6M:1回/6ヶ月、3M:1回/3ヶ月、2M:1回/2ヶ月)

×印は今回点検しない項目を示す。

## A. 火葬炉設備

佃 1/7

点検項目	周期	1～4号炉 年間 点検回数	点検及び保守内容
1. 火葬炉シール材を巻き直しする。			
1) ケーシング	1Y	1	腐食、変形及び燃焼ガス漏れの有無を点検する。
2) 炉内	6M	2	耐火レンガ及びキャストブルの破損、脱落の有無の点検及び堆積灰の除去を行う。
3) 煙道	6M	2	耐火レンガ及びキャストブルの破損、脱落の有無の点検及び堆積灰の除去を行う。
4) 台車レール	3M	4	破損、変形、磨耗の有無を点検する。
2. 棺台車			
1) ブロック	2M	6	破損、変形、磨耗の有無を点検する。
2) フレーム (車輪含む)	1Y	1	破損、変形、磨耗の有無を点検する。
3. 断熱扉			
1) 扉	1Y	1	①フレームの破損、変形、焼損の有無を点検する。 ②キャストブルの破損、脱落の有無を点検する。
2) 昇降装置	3M	4	①異常音の有無を点検する。 ②動作の良否とリミットスイッチレバーの変形等の有無を点検する。
4. 燃焼装置			
1) バーナ本体	2M	6	①炎口部に付着した煤、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 ②点火及び消火の良否を点検する。不良の場合は調整する。 ③炎の色、形状及び燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。燃焼不良の場合は調整する。 ④ノズルチップ、ディフューザー等の焼損、変形、割れ等の有無を点検する。
2) 火炎検出器	2M	6	煤、油滴付着、焼損及び保護ガラスの亀裂の有無の点検及び汚れ部分の掃除を行う。

点 検 項 目	周 期	1～4号炉 年間 点検回数	点 検 及 び 保 守 内 容
3) 電磁弁及び 油圧計	2M	6	作動の良否を点検する。作動不良の場合は清掃又は調整する。
4) 燃料遮断弁	2M	6	遮断状態の良否を点検する。
5) 燃料配管	2M	6	燃料漏れの有無を点検する。漏れがある場合は増締め又はシール材を巻き直しする。
6) コントロール モータ	1Y	1	①作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 ②フレームの損傷、変形等の有無を点検する。
7) ブロワ	2M	6	①作動の良否の点検及び異音の有無を点検する。 なお、作動不良の場合は調整すること。 ②フィルター汚れの良否を点検する。
5. 操作盤  ・炉制御盤 4面 ・触媒脱臭装置 操作盤 1面 但し、誘引ファン 回路及びイン バータ回路の点 検は除く。	2M	6	①盤内機器の取付けの良否並びに過熱、変色及び異臭の有無を点検する。 ②端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ③表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。
	1Y	1	④各負荷絶縁抵抗測定(マグネットの2次側を測定する。)

点検項目	点検及び保守内容
1.集塵脱臭装置 1)内 部 2)触 媒 槽  3)基 礎  4)外 観 (1)ケーシング (2)保温材	破損及び焼損の有無を点検する。破損及び焼損が軽微の場合は補修する ①触媒量及び劣化の有無を点検する。量が少ない場合は補充する。 (触媒は指定管理者で購入) ②触媒槽の破損の有無を点検する。 ③内部の清掃を行う。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。  燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合 は清掃又は補修する。 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。
2.加熱炉及び減 温装置 1)内 部 2)バーナ(加熱炉のみ) (1)本 体  (2)電極棒  (3)火炎検出器  (4)電磁弁及び油圧計 (5)燃料遮断弁 (6)燃料配管  3)基 礎	耐火レンガ及びキャストブルの破損、脱落の有無の点検及び粉塵の堆積 の除去を行う。  ①炎口部に付着した煤、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 ②点火及び消火の良否を点検する。点火又は消火不良の場合は調整する。 ③炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。燃焼不 良の場合は調整する。 ④ノズルチップ、ディフューザー、バーナタイル等の焼損、変形、割れ 等の有無を点検する。 焼損及び腐食の有無を点検する。汚れ又は腐食が著しい場合は、洗浄又 は交換する。 ①煤及び油滴付着、焼損並びに保護ガラスのき裂の有無を点検する。 ②検出器の清掃を行う。 作動の良否を点検する。作動不良の場合は清掃又は調整する。 遮断状態の良否を点検する。 燃料漏れの有無を点検する。漏れがある場合は増し締め、ガスケット交換 又はシール材を巻き直しする。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。

点検項目	点検及び保守内容
4)外 観 (1)ケーシング (2)保温材 5)操作盤	②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。 燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ①盤内機器の取付けの良否並びに加熱及び異臭の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。 ②端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。盤内の清掃を行う。 ③表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。
3.サイクロン装置 1)内 部 2)基 礎 3)外 観 (1)ケーシング (2)保温材	①摩耗、破損の有無を点検する。粉塵の堆積の除去を行う。 ②音及び振動の異常の有無を点検する。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。 燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。
4.スートブロー装置 1)本 体 (1)ノズル (2)軸 受 (3)駆動チェーン (4)減速機 2)基 礎	詰まり及び腐食の有無を点検及びノズルの清掃を行う。劣化が軽微の場合は補修する。 ①給油式の場合は油を補充又は交換する。 ②発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。 ①給油をする。 ②緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。チェーンの張り調整を行う。 ①油量、油質の異常の有無を点検する。油量の少ない場合は補充する。 ②発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。 ①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。

点検項目	点検及び保守内容
3)外 観 (1)ケーシング (2)保温材	③防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。 ④燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 ⑤脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。
5.通風装置 1)本 体 (1)電動機 (2)羽根車 (3)Vベルト ・プーリ 2)基 礎 3)外 観 (1)ケーシング (2)保温材 4)操 作 盤	①発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。 ②絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを点検する。 ③電流値を計器盤で点検し、定格値以下であることを点検する。 ④汚れ及び変形、発錆等劣化の有無を点検する。羽根車の清掃を行う。 ⑤緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。ベルトの張り調整を行う。 ⑥摩耗、損傷等の劣化の有無を点検する。 ⑦き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ⑧ボルトの緩みの有無を点検する。 ⑨防振材の破損や劣化(き裂等)の有無を点検する。 ⑩燃焼ガス漏れ並びに焼損の有無を点検する。汚れ又は焼損が軽微の場合は清掃又は補修する。 ⑪脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ⑫盤内機器の取付けの良否並びに加熱及び異臭の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。 ⑬端子の変色、発錆、汚れの有無を点検する。盤内の清掃を行う。 ⑭表示灯の点灯及び警報器の発報の良否を点検する。
6.空気圧縮機 1)空気圧縮機 本体	(佃斎場のみ適用) ①圧力の異常、異音の有無を点検する。圧力異常の場合は調整する。 ②潤滑油の良否を点検する。油量が少ない場合は補充する。 ③本体及び配管の空気漏れの有無を点検する。 ④パッケージ外気吸気フィルタの清掃を行う。

点検項目	点検及び保守内容
2) 空気圧縮機 用空気槽	①胴、鏡板、蓋板等本体の腐食、漏れ、ふくれの有無を点検する。 ②安全弁、圧力計等の異常の有無を点検する。 ③管及び弁の損傷、漏れの有無を点検する。 ④オートドレン装置の異常の有無を点検する。また、空気槽本体ドレン 抜きを手動にて行う。
7.煙道 1)連絡煙道 2)煙突	煙道内面の腐食・損傷及び排ガス漏れの有無を点検する。 腐食・損傷の有無を点検する。

\* 集塵脱臭設備の点検項目については、小林斎場、佃斎場の共通表のため、該当しない項目については点検を省いても良い。

## C. 共通項目

×印は今回点検しない項目を示す。

佃 7/7

点検項目	周期	年間点検回数	点検及び保守内容
1)基礎	1Y	1	①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 ③防振材の異常の有無を目視する。
2)外観状況 (1)ケーシング	1Y	1	
(2)保温材	1Y	1	

別表2 集塵脱臭設備の点検及び保守業務回数表

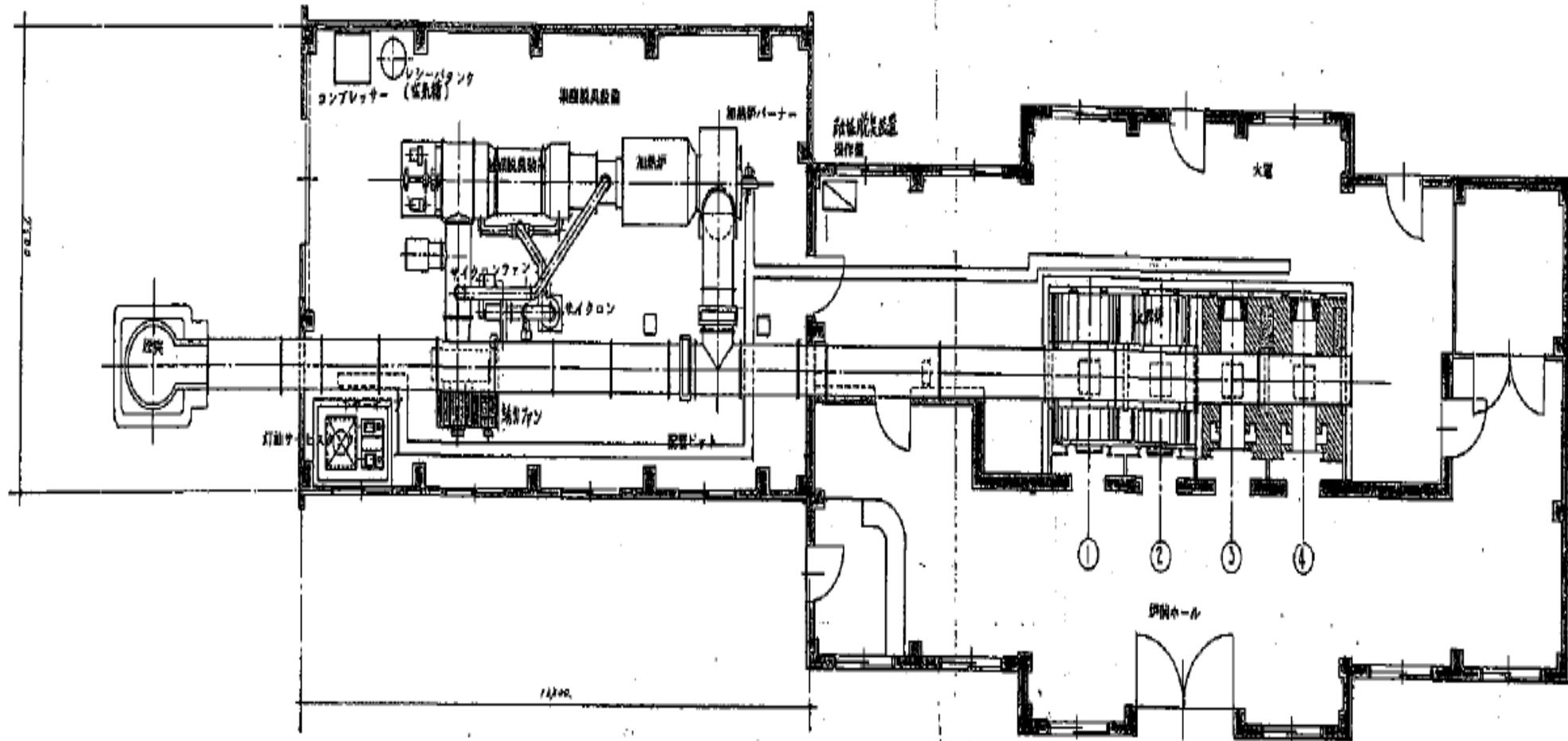
×印は今回点検しない項目を示す。

設備名	回数	年間点検回数		備考
		周期	佃斎場	
集塵脱臭装置		2M	6	
加熱炉及び減温装置		4M	3	
サイクロン装置		1Y	1	
ストローブロー装置		1Y	1	
通風装置		1Y	1	
空気圧縮機		2M	6	
煙道		6M	2	

## 集塵脱臭設備主仕様

	佃斎場
集塵脱臭装置型番	特SCF11型
触媒容量(%)	90
数量	1基

①-4 佃斎場図面等



## ②-1 自家用電気工作物保守点検

### 現場業務一般事項

- |              |   |
|--------------|---|
| 1. 作業工程      | <ol style="list-style-type: none"><li>1) 業務は、原則として本市職員監督のもと、9:30～17:00（特記がある場合は、その日時に行なう。）行い、やむを得ず作業工程を変更する場合は監督職員の指示に従う。</li><li>2) 指定管理者は、業務着手に先立ち、監督職員と十分打合せを行い作業日時を決定し、作業予定日3日前までに確認の連絡を行う。</li><li>3) 作業に起因する騒音（発電機等）、振動、粉塵等で近隣に迷惑をかけないよう作業方法、作業時間等について十分注意する。</li><li>4) ケーブル絶縁試験（直流漏れ電流試験）において、前日または、当日雨天の時、測定データが悪い場合は後日再測定を行う。</li></ol> |
| 2. 機器の操作     | <ol style="list-style-type: none"><li>1) 受変電設備の受電、受電停止等に伴う電力会社との連絡および必要機器の操作は、監督職員の指示により行い、指定管理者の独断で行なってはならない。</li><li>2) 業務実施のため、区分開閉器、遮断器、断路器、負荷開閉器等機器操作を行うときは必ず機器取扱注意標識の取付けを行うとともに、必要時には作業監視員を配置する。</li></ol>  |
| 3. 臨時業務の対応   | <ol style="list-style-type: none"><li>1) 突発的な故障などにより、本市職員から点検要請を受けた場合には点検要請を受けた場合には、直ちに技術者を派遣して、原因を追求し正常な状態を確保するか、応急措置を施す。<br/>ただし、本対応の費用については、原則として指定管理者の負担とする。</li></ol>  |
| 4. 現場指示並びに承諾 | <ol style="list-style-type: none"><li>1) 業務の細部に関しては、現場において監督職員の指示を受けて実施する。</li><li>2) 試験・測定の方法、使用機器および回路についてはあらかじめ監督職員の承諾を得る。</li></ol>   |

## 業務内容

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 業務の範囲   | 1) 本業務は、点検・試験・測定および保守清掃業務とし、その範囲は下記の通りとする。<br>(1) 受変電設備<br>(2) 幹線設備（高圧を含む）<br>(3) 電灯分電盤・開閉器盤・動力操作盤類<br>(4) 監視盤、継電器盤類<br>(5) 負荷設備   |
| 2. 業務の種類   | 1) 月例巡視点検<br>毎月1回別表2の事項について3. 1). (1) のとおり一般点検を行う。<br>2) 年次精密点検<br>(1) 年1回、3項から5項の点検業務、試験・測定業務、保安清掃業務を行う。<br>(2) 点検の種類はA点検またはB点検とし、内容は別表1による。<br>(3) 点検の種類は特記仕様による。  |
| 3. 点検業務    | 1) 点検区分<br>(1) 一般点検（目視による外観点検、非接触型温度計による温度測定、クランプメーター等による計測）<br>(2) 内部点検（遮断器、変圧器、開閉器類の点検）<br>2) 点検内容<br>(1) 共通事項<br>ア 取付け、ゆるみ、脱落、固定の状況<br>イ 損傷、腐食、発錆、汚損等の有無<br>ウ 過熱、異音、異臭の有無<br>エ 操作具合並びに機能・性能の確認<br>オ ヒューズ、配線用遮断器等保護装置の適否<br>カ 表示灯等のランプの点灯確認<br>キ 接続部、端子部等の増締め<br>ク 高低圧配線の布設状況および接地、相間との隔離<br>ケ 電気工作物とガス管、水道管等他の工作物および樹木等との離隔<br>コ 機器等の接地状況<br>サ その他関係法令基準との適合状況<br>(2) 各種事項<br>別表2による。 |
| 4. 試験・測定業務 | 1) 各種保護継電器試験<br>(1) 外観・構造検査<br>ア 塵埃の除去<br>イ 接点およびプラグの接触状況<br>ウ スプリングの変色、変形<br>エ 内部端子および各部機構の増締め<br>オ 整定機構（タップ・レバー等）の損傷<br>カ 可動部の摩耗の有無<br>キ 動作表示機構の動作・復帰状態<br>ク 外部動作表示機構（ベル・ランプ等）の確認<br>ケ 遠方監視機構の確認<br>コ 非常電源装置（充電器・電池等）の損傷、異常、動作状況<br>サ その他必要事項  |

- (2) 動作特性試験
  - 動作時間特性試験において時間は、Hzで測定し、動作時間が規定値からはずれる場合は、商用電源にて、測定する。
- (2) - 1 過電流継電器
  - ア 最小動作電流試験
    - 使用整定値における、タップ値、限時要素の最小動作電流を測定する。
    - 遮断器が電流引外し方式の場合は、トリップコイルの最小動作電流を測定する。
  - イ 動作時間特性試験
    - 使用整定値のタップ値、限時要素値において整定タップ値の150%、200%、300%、400%、500%、700%の動作時間を測定する。
  - ウ 遮断器連動動作時間特性試験
    - 上記動作時間特性試験のうち、150%および700%における遮断器との連動動作時間を測定する。
- (2) - 2 高圧地絡継電器
  - ア 最小動作電流試験
    - 定格電圧では各動作電流整定値で測定する。また、90Vでは使用整定値の最小動作電流を測定する。
  - イ 動作時間特性試験
    - 定格電圧および90Vで、使用動作電流整定値の130%、400%の動作時間を測定する。
  - ウ 開閉器連動動作時間特性試験
    - 上記動作時間特性試験において、気中負荷開閉器または遮断器との連動動作時間を測定する。
- (2) - 3 方向性地絡継電器
  - ア 電圧-電流特性試験
    - (ア) 零相電流を使用整定値の130%とし、零相電圧と零相電流の位相を同相にして、最小動作電圧を測定する。
    - (イ) 零相電圧を完全地絡時に検出する地絡電圧（定格V<sub>0</sub>整定値5%、10%または15%）とし、零相電圧と零相電流の位相を同相にして、使用動作時限整定値において、定格電圧では各動作電流整定値で、90Vでは使用動作電流整定値で動作電流を測定する。
  - イ 位相特性試験
    - 零相電流を使用動作電流整定値とし、零相電圧を完全地絡時に検出する地絡電圧（定格V<sub>0</sub>整定値5%、10%または15%）で、零相電圧と零相電流の位相角を進み角度より遅れ角度に変化したときの継電器が動作する位相角の範囲を測定する。
  - ウ 動作時間特性試験
    - 零相電圧を完全地絡時に検出する地絡電圧（定格V<sub>0</sub>整定値5%、10%または15%）とし、零相電圧と零相電流の位相を同相にして使用動作時限整定値において、定格電圧および90Vで使用動作電流整定値の130%、400%のときの継電器の動作時間を測定する。
  - エ 開閉器連動動作時間特性試験
    - 上記動作時間特性試験において、気中負荷開閉器または遮断器との連動動作時間を測定する。

オ 連動試験

高圧部分を充電状態にし試験用押ボタンにより気中負荷開閉器または遮断器等の動作を確認する。また、過電流ロック形高圧開閉器の場合は、継電器の必要端子を短絡し、制御電源を開放してSOG動作を確認する。

(2) - 4 不足電圧継電器

ア 最小動作電圧試験

使用動作時間整定値において、各動作電圧整定値における最小動作電圧を測定する。

イ 復帰動作電圧試験

使用動作時間整定値において、各動作電圧整定値における復帰動作電圧を測定する。

ウ 動作時間特性試験

使用動作時間整定値において、使用動作電圧整定値の0%70%における動作時間を測定する。

エ 遮断器連動動作試験

使用動作時間整定値において、使用動作電圧整定値の0%70%における遮断器との連動動作時間を測定する。

(2) - 5 過電圧継電器

ア 最小動作電圧試験

使用動作時間整定値において、各動作電圧整定値の最小動作電圧を測定する。

イ 復帰動作電圧試験

使用動作時間整定値において、各動作電圧整定値の復帰動作電圧を測定する。

ウ 動作時間特性試験

使用動作時間整定値において、使用動作電圧整定値の120%、130%、150%における動作時間を測定する。

エ 遮断器連動動作試験

使用動作時間整定値において、使用動作電圧整定値の120%、130%、150%における遮断器との連動動作時間を測定する。

(2) - 6 低圧地絡継電器

ア 最小動作電流試験

定格電圧において、各動作電流整定値の最小動作電流を測定する。

イ セレクター動作試験

低圧地絡継電器の使用動作電流整定値において各回路のセレクターの動作を確認する。

ウ 動作試験

試験ボタンにより動作することを確認する。

(2) - 7 その他継電器

それぞれの継電器の特記仕様に基づいて行う。

2) 接地抵抗測定

(1) 受変電設備用接地極の接地抵抗を測定する。

(2) 機械器具並びに配線について、技術基準上、接地が必要な箇所と接地端子間の導通試験を行う。

- (3) 各接地線並びに接地極埋設場所について、点検確認を行う。
- (4) 医療機器、導電床等の抵抗を測定する。
- (5) 測定後、接地端子盤等に測定値の表示を行う。

3) 絶縁抵抗測定

- (1) 高圧配線、高圧機器の1次側配線と大地間について測定を行う。
- (2) 計器用変成器・変圧器の配線を含む2次側配線と大地間について測定を行う。
- (3) 低圧配電盤の2次側配線は、幹線と大地間について各回路毎に測定を行う。
- (4) 分電盤、操作盤等は、負荷側配線と大地間について各回路毎に測定を行う。

4) 絶縁油特性試験

絶縁油特性試験において、試験油の採取量と同量の絶縁油（JIS C2320に基づく油）を補充する。

(1) 絶縁耐力試験

電極直径12.5mmの球状電極でギャップ2.5mmの絶縁耐力試験器にて5回試験を行い、1回目の測定値を捨て4回の平均値を求める。

(2) 酸価度試験

測定管に試験油を5cc入れ、抽出液5ccを混入したのち、中和液を添加し、中和されたときの中和液の注入量を測定する。

5) ケーブル絶縁試験

直流漏れ電流試験

各芯線ごとに下記の直流電圧を7分間印加し、漏れ電流を自動記録する。

ケーブル種別	印加電圧			
	1回目	3kV	2回目	5kV
3kVケーブル	1回目	3kV	2回目	5kV
6kVケーブル	1回目	6kV	2回目	10kV

ただし、1回目において、劣化の兆候があれば、2回目は実施しない。

なお、引込ケーブルが電力会社より直接引込の場合は電力会社柱開閉器より切離して測定する。

また、構内柱で気中開閉器を設置している場合で測定データが悪い場合も開閉器より切離して実施する。

6) 真空遮断器バルブ真空度測定

商用周波数電圧を一定時間印加し、放電しないこと、また、電圧昇圧時に、電流が上昇しないことを確認する。

7) その他の試験

特記仕様により、それぞれ指定された方法で行う。

5. 保安清掃業務

- 1) 受変電設備（機器および室内）の保安清掃を行う。特に機器、碍子ブッシング類および配電盤は、洗剤、ワックス等を用いて入念に行う。なお、室内の照明器具の清掃も実施する。
- 2) 分電盤、動力操作盤、開閉器盤等の保安清掃を行う。
- 3) ハンドホール、マンホール内の清掃および蓋のグリス塗りを行うと共に、内部の溜水を除去する。

6. 整備業務  
(調整・手入れ  
補修)

- 4) その他必要箇所の清掃を行う。
- 1) 本点検の結果、次のような不良箇所があれば、調整・手入れ・補修を行う。
  - (1) 監視制御回路のヒューズ・ランプ切れ並びに低圧配電盤の100A以下のヒューズ切れがあれば、これらを取り替える。
  - (2) 断路器、遮断器、開閉器などについて円滑な動作を保持させるため、操作部に注油等の処置を施すと共に必要な調整を行う。
  - (3) 電気回路の接続部および機器類の取付部のネジ、ナット類の増締めは、適正な方法で適切に行うと共に脱落箇所の取付を行う。
  - (4) 変圧器用乾燥剤が劣化している場合、これの取替えを行う。
  - (5) 結線、極性がちがう場合、これを調整する。
  - (6) 低圧母線等のサーモテープが剥離、劣化している場合、新品に貼替える。
  - (7) その他、本業務の結果により、保安上必要な小規模の調整、手入れ、補修を行い、これに必要な部品、材料は、指定管理者の負担とし、使用にあたっては、監督職員の承諾を受ける。

別 表 1

A 点 検 項 目	点 検	プライマリーカットアウト(柱上除く)
		LBS・変圧器・コンデンサ
		電力ヒューズ
		高圧回路の計器用変成器(VT・CT・ZCT)
		変圧器
		各盤の小動物侵入の有無
	試験・測定	回路絶縁抵抗測定(電気室内 高圧・低圧回路)
		接地抵抗測定
	保安清掃	受変電設備
		分電盤
		動力操作盤
		開閉器盤
		ハンドホール、マンホール

B 点 検 項 目	点 検	A点検項目
		気中開閉器
		避雷器
		遮断器
		直流電源装置
	試験・測定	A点検項目
		分電盤・動力操作盤絶縁抵抗測定
		絶縁油特性試験
		ケーブル絶縁試験(直流漏れ電流試験)
		真空遮断器バルブ真空度測定
		各種保護継電器試験
	保安清掃	A点検項目
		蓄電池設備

別表 2

受	高母 低 圧線	ア 母線のたるみ、高さ、離隔、損傷、発錆、過熱 イ 接続部、クランプ類の発錆、損傷、過熱、ゆるみ ウ サーモテープの変色 エ その他必要事項
	接 地 線	ア 接地線の損傷、腐食 イ 接続部の損傷、腐食、ゆるみ ウ 保護管、端子盤等の損傷、変形、亀裂 エ その他必要事項
	断 路 器	ア 接触部の状態、過熱、ゆるみ、損傷、亀裂、変形 イ 施錠装置、フレ止め装置の状態 ウ 操作装置の異常 エ バリヤーの固定状況、損傷 オ その他必要事項
変	計 変 器 成 用 器	ア 各部の損傷、汚損、亀裂、ヒューズホルダーのゆるみ ヒューズの異常 イ その他必要事項
	避 雷 器	ア 外部の亀裂、ゆるみ、汚損 イ 塗装、めっき等の状況 ウ その他必要事項
	遮 断 器	ア 各部の損傷、過熱、ゆるみ、消弧室の異常、変形、汚損 イ 油量、油質、油もれの有無(油入の場合) ウ 接点の消耗の状況(真空の場合) エ 操作具合、附属装置の異常 オ パイロットランプの点灯状況 カ 接触部の状態 キ その他必要事項
電	コ・検 ン零 デ相出 ン電 サ圧器	ア 油もれ、汚損、異音、振動、損傷、発錆、過熱、変形、ゆるみ イ PCB使用表示の有無 ウ その他必要事項
	気油 中入 開開 閉閉 器器	ア 各部の損傷、発錆、過熱、ゆるみ、油漏れ イ 消弧室の異常、接触部の状態 ウ 操作具合、附属装置の異常 エ その他必要事項
	負 荷 開 閉 器	ア 接触部の状態、過熱、ゆるみ、損傷、亀裂、変形 イ 操作装置の異常 ウ バリヤーの固定状況、損傷 エ その他必要事項
設	電ヒ ユ ー カズ	ア 損傷、過熱、ゆるみ、汚損 イ 欠相の有無 ウ 予備ヒューズの有無 エ その他必要事項
	ブカス ラッ イト マアッ リウ リット	ア 接触部の状態、過熱、ゆるみ、損傷、亀裂、変形 イ 操作装置の異常 ウ バリヤーの固定状況、損傷 エ その他必要事項
	変 圧 器	ア 各部の損傷、汚損、異音、過熱、振動、油量、油質、油漏れ イ 負荷の状態 ウ PCB使用表示の有無 エ その他必要事項
備	高(制 低御 圧盤 配含 電む 盤)	ア 名称板灯、パイロットランプ等の点灯状況 イ 各種計器類、切替開閉器等の異常、指示の確認 ウ 盤表裏の汚損、配線の損傷と端子のゆるみ、スイッチ類の異常 エ 扉、盤の発錆、変形 オ その他必要事項
	碍 フ レ ー ム 子 類	ア 碍子類の破損、亀裂、汚損 イ 金具類のわん曲、汚損、腐食、発錆、ゆるみ ウ フレーム類の変形、汚損、腐食、発錆 エ その他必要事項

受 変 電 設 備	キ ユ ー ビ ク ル	ア 室内灯の点灯状況
		イ 換気状態(換気扇の動作、ガラの損傷)
		ウ 窓ガラスの破損、建具の開閉具合
		エ 浸水、漏水のおそれ
		オ 小動物類侵入のおそれ
		カ 消防法による消火器具設置状況、標識板(変電設備、危険標識)の確認
		キ キュービクル、変圧器等の基礎の状態及び外箱扉の発錆、腐食の状態
		ク 扉の開閉具合、パッキンの状態
		ケ 保護用フェンス、施錠装置の状態
		コ 可燃物及びその他目的外物品の有無
サ その他必要事項		

幹 線 設 備	架空 電 路	ア ケーブル、ケーブルヘッド及び接続部の損傷、腐食、亀裂、過熱 イ 電柱、腕金、碍子取付けアングル類、支線、支柱、保護管の損傷、腐食、切れ ゆるみ、変形 ウ 高圧ケーブル、低圧ケーブル、メッセンジャー等の高さ、たるみ、損傷、腐食、 支持、他の工作物及び樹木等との隔離 エ その他必要事項
	地中 電 路	ア ケーブル、ケーブルヘッド及び接続部の損傷、腐食、亀裂、過熱 イ 高圧ケーブルと他の工作物との隔離、ケーブルの支持 ウ 布設箇所掘削の有無 エ ハンドホール、マンホール等の破損、損傷、亀裂、溜水(浸水、雨水)、位置の確認 オ その他必要事項
分 動 開 電 力 閉 盤 操 器 ・ 作 盤 類 ・ 盤 類		ア 箱体の破損、損傷、腐食、内部の汚損 イ 配線用遮断器、電磁開閉器、継電器、導体類の破損、損傷、腐食、過熱 ウ 端子の破損、損傷、腐食、ゆるみ エ ヒューズ、保護装置の適否 オ 名称板灯、パイロットランプ等の点灯状況 カ 各種計器類、切替開閉器等の異常、指示の確認 キ その他必要事項
継 電 器 視 盤 類		ア 箱体の破損、損傷、腐食、内部の汚損 イ 配線の取付、整理状況 ウ 名称板灯、パイロットランプ等の点灯状況 エ 押釦スイッチ、切替スイッチの操作具合 オ 各種計器類の異常、指示の確認 カ 表示装置(CRT)の動作状況 キ 継電器類の動作状況、表示具合 ク 抵抗器類の過熱、破損の有無 ケ その他必要事項
負 荷 設 備		・幹線設備 ・電灯・コンセント設備 ・動力設備 ・弱電設備 ・防災設備 ・舞台設備 ・その他の設備 ・各設備室 上記各設備について目視等で次の点検を行う。 ア 取付状態、破損の有無、取付場所の適否 イ 動作具合、点灯状況、使用状態の適否 ウ 使用機器の接地並びに使用場所の適否 エ 使用材料及び配線方法の適否 オ 各設備室の清掃状態 カ 消火器類の設置 キ 表示、標識等の取付状態 ク その他必要事項

## ②-2 特記仕様

- 1) 年次精密点検実施日は、本市係員と協議のうえ決定するものとする。  
各事業所における年次精密点検の点検ランクは、別紙(電気点検周期表)のとおりとする。

小林斎場	555 kVA
佃斎場	275 kVA

- 2) 月例巡視点検については、2名以上で定週定曜日に実施するものとし、毎月1回、年11回(年次点検月除く)行うものとする。
- 3) 年次点検実施日は、監督職員及び施設の管理者と協議のうえ決定とするものとし、停電時間はできるだけ短縮する。





②-5 電気点検周期表

		小林 S54	佃 S56		
1982	昭和57	B	A	①	②
1983	昭和58	A	A	A	A
1984	昭和59	A	B	A	A
1985	昭和60	B	A	B	B
1986	昭和61	A	A	A	A
1987	昭和62	A	B	A	A
1988	昭和63	B	A	B	B
1989	平成1	A	A	A	A
1990	平成2	A	B	A	A
1991	平成3	B	A	B	B
1992	平成4	A	A	A	A
1993	平成5	A	B	A	A
1994	平成6	B	A	B	B
1995	平成7	A	A	A	A
1996	平成8	A	B	A	A
1997	平成9	B	A	B	B
1998	平成10	A	A	A	A
1999	平成11	A	B	A	A
2000	平成12	B	A	B	B
2001	平成13	A	A	A	A
2002	平成14	B	B	A	A
2003	平成15	A	A	B	B
2004	平成16	B	B	A	A
2005	平成17	A	A	B	A
2006	平成18	B	B	A	B
2007	平成19	A	A	B	A
2008	平成20	B	B	A	A
2009	平成21	A	A	B	B
2010	平成22	B	B	A	A
2011	平成23	B	A	B	A
2012	平成24	B	B	A	B
2013	平成25	B	B	B	A
2014	平成26	B	B	B	A
2015	平成27	B	B	B	B
2016	平成28	B	B	B	A
2017	平成29	B	B	B	A
2018	平成30	B	B		
2019	令和元	B	B		
2020	令和2	B	B		
2021	令和3	B	B		
2022	令和4	B	B		
2023	令和5	B	B		
2024	令和6	B	B		
2025	令和7	B	B		
2026	令和8	B	B		
2027	令和9	B	B		
2028	令和10		B		
2029	令和11		B		
2030	令和12		B		
2031	令和13		B		
2032	令和14		B		
2033	令和15		B		
2034	令和16		B		
2035	令和17		B		
2036	令和18		B		
2037	令和19		B		
2038	令和20		B		

- ① 周期表による 周期表による
- ② 3年毎B点検と3年毎B点検とした場合

20年超で2年毎B

30年超で毎年B

③ ガス吸収式冷温水機保守点検(小林斎場)

1. 点検内容  
点検項目

国土交通省大臣官房庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(平成30年版)の直焚き吸収冷温水機および小型吸収冷温水機の点検項目・点検内容による。

2. 冷凍機、冷却塔  
諸元

1. 冷温水機製造業者 矢崎総業株式会社  
 2. 冷温水機型式 小林斎場 CH-K20PS  
 CH-K40PS  
 3. 冷温水機能力

型 式	CH-K20PS	CH-K40PS
冷 凍 能 力	20USRT	40USRT
暖 房 能 力	72,580 kcal/h	145,150kcal/h
冷 温 水 流 量	11 m <sup>3</sup> /h	22 m <sup>3</sup> /h
冷 却 水 流 量	18.3 m <sup>3</sup> /h	36.6 m <sup>3</sup> /h
吸収液ポンプ	0.40 kW	0.50 kW
冷 媒 ポンプ	なし	
抽 気 ポンプ	なし	
ハーナーブローア	0.20 kW	0.40 kW
電 源	3相 200V 60Hz	
燃 料	ガス焚き	
台 数	1台	1台

4. 付 記

記載されている国際単位系(SI)以外の単位については、国際単位系(SI)に換算・読み替えを行うものとする。

3. 特 記 仕 様

- シーズンイン・オフ点検 冷房・暖房切替時 2回  
 シーズンオン点検 冷房・暖房全負荷運転時 2回  
 (シーズンオフ点検についてはイン点検と同時に実施することができるものとする)

## ④-1 消防用設備等点検

### 1. 一般事項

- (1) 本点検は、大阪市立斎場に設置されている消防用設備の機能を維持するため、保守点検を本仕様書並びに消防法に基づき点検を実施し、点検報告書を提出するものである。
- (2) 現場における機器点検作業は、原則、機器・総合点検作業実施の6ヶ月後に行うものとし、業務委託期限の1週間前までに完了すること。
- (3) 点検日は施設毎の業務時間帯・休日・行事等を考慮して指定管理者において作成すること。
- (4) 指定管理者は、あらかじめ点検者名簿（点検項目ごとの担当者の免状の種類、講習受講年月等を記入）及びその者の免状の写しを本市職員（環境局施設管理担当）に提出すること。

### 2. 業務委託内容

- (1) 本点検業務は、[機器・総合点検] 及び [機器点検] の2回とする。  
実施日は概ね下記の通りとする。
  - ・ 8月――機器・総合点検
  - ・ 2月――機器点検  
(地下タンク漏洩検査含)
- (2) 消火器は外観点検、外観・機能点検、放出・詰替共、機器一覧表に記載しているそれぞれの本数を[機器・総合点検]、[機器点検] ごとに行うこと。
- (3) 消火器点検結果一覧表（消火器リスト）を作成し報告書に添付すること。  
様式は別途協議する。
- (4) 消火栓の放水試験は、加圧送水装置より最遠部の消火栓にて行うこと。
- (5) 屋内消火栓ホース点検結果一覧表（ホースリスト）を作成し報告書に添付すること。  
様式は別途協議する。
- (6) 煙感知器の濃度試験・ベル音圧測定並びに非常放送設備等の鳴動試験は、施設の業務に支障を来すことなく実施すること。また、測定値を報告書に記載すること。

- (7) 特殊消火設備（二酸化炭素・ハロゲン化物）の点検における注意事項
- a. 点検に先立ち、関係者と作業について十分に打ち合わせを行うこと。
  - b. 点検前に、集合管あるいは連結管から貯蔵容器に連結している操作銅管、電気式容器弁開放装置を外す作業と、その確認をする。
  - c. 窒素ガスにて放射試験を行うこと。
  - d. 放射区画の出入口には、点検中を示す標識を掲げること。
  - e. インターロックの有無を確認し、点検終了時には全ての復旧を行うこと。
- ※その他、安全のために必要とされる処置をとること。

(8) 併設されている危険物地下タンクの漏洩検査については、原則、以下の方法にて実施するものとする。（気相部・液相部共）

- ・ 気相部――微加圧試験
- ・ 液相部――微減圧による超音波測定

また当日の地下タンク残量により漏洩検査が不可能とならないように、検査日程について十分に打合せを行い、実施すること。

(9) その他の点検については、消防法に定めるところにより適正に行うこと。

### 3. 報告書について

(1) 当日の点検作業終了毎に、本市職員（環境局施設管理担当）に提出すること。

(2) 点検結果報告書を本市職員（環境局施設管理担当）に下記の通り提出すること。

- 消防用設備等点検結果報告書（機器点検及び機器・総合点検共）――各3部
- 地下タンク漏洩検査報告書――3部（該当施設のみ）

④-2 消防用設備等点検機器一覧表

施設名 小林斎場

所在地

大正区小林東3-12-8

延べ面積 1,141 m<sup>2</sup>

電話

06-6551-0402

区分	分類	数量	備考
消火器具	総数	25	
	内 ABC10型	14	加圧
	ABC20型	7	加圧
	ABC50型 (車載)	4	加圧
	外観点検	22	
	外観・機能点検	3	
粉末消火設備	内 放出・詰替 ABC20型	1	
	粉末タンク(操作部を含む)	4	
	加圧用窒素容器	4	
	薬剤点検	4	
自動火災報知設備	ホースリール	4	
	受信機 P-1 6/10L	1	
	差動式スポット型感知器	29	
	定温式スポット型感知器	56	
	定温式スポット型感知器(防爆形)	2	
	煙感知器	3	
	P型1級発信機	4	
	音響装置	4	
	常用電源	1	
予備電源(受信機のみ)	1		

④-3 消防用設備等点検機器一覧表

施設名 佃斎場

所在地 西淀川区佃6-4-18

延べ面積 771 m<sup>2</sup>

電話 06-6471-1142

区分	分類	数量	備考
消火器具	総数 ABC10型	14	加圧
	外観点検	12	
	外観・機能点検	2	
	内 放出・詰替	1	
非常警報設備  自動式サイレン又は非常ベル	起動装置	4	
	音響装置	4	
	表示灯	4	
	常用電源	4	
	非常電源	4	

④-4 地下タンク漏洩検査実施施設

※機器点検時に行う

施設名 小林斎場  
延べ面積 1,141 m<sup>2</sup>  
所在地 大正区小林東3-12-8  
電話 06-6551-0402

区分	分類・容量	数量	備考
地下タンク漏洩検査	灯油 20000L	1	

施設名 佃斎場  
延べ面積 771 m<sup>2</sup>  
所在地 西淀川区佃6-4-18  
電話 06-6471-1142

区分	分類・容量	数量	備考
地下タンク漏洩検査	灯油 10000L	1	

④-5 地下タンク設置経過年数及び漏洩検査ローテーション

R04.05 作成



:実施済



:実施予定

数字 : 設置経過年数

事業所名	開設年月		用途	タンク容量	タンク種類	設置方法	タンク外面保護	タンク内面保護	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	備考
佃斎場	S57.3	灯油	火葬炉バーナー用	10k l	A	B	D	A※	34	35	36	37	38	39	40	41	42	42	42	42	42	42	
小林斎場	H5.3	灯油	火葬炉バーナー用	20k l	A	B	B		24	25	26	27	28	29	30	31	32	32	32				

※タンク諸元凡例（地下タンク定期点検結果報告書より抜粋）

1. タンク種類 → A. 鋼製一重殻 B. SF二重殻
2. 設置方法 → A. タンク室 B. 直接埋設 C. 漏れ防止
3. タンク外面保護 → A. 外面さびどめ塗装+アスファルトプライマー+モルタル  
 B. 外面プライマー塗装+表面覆装材+タールエポキシ樹脂  
 C. 外面プライマー塗装+表面強化プラスチック（FRP）  
 D. 外面アスファルトルーフィング
4. タンク内面保護 → A. 内面表面強化プラスチック（FRP） ※佃 平成27年度実施